

令和2年度 上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議次第

日時：令和2年6月26日（金）

午後2時00分～3時00分

会場：教育プラザ研修棟 大会議室

1 開会

2 議事

(1) 令和元年度の児童虐待の実態と取組状況について

①事務局(すこやかなくらし包括支援センター)・・・資料1

②上越児童相談所・・・資料2

(2) 令和元年度上越市要保護児童対策地域協議会の活動実績・・・資料3

(3) 令和2年度上越市要保護児童対策地域協議会の実施計画・・・資料4

(4) 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の改正について

(5) 意見交換

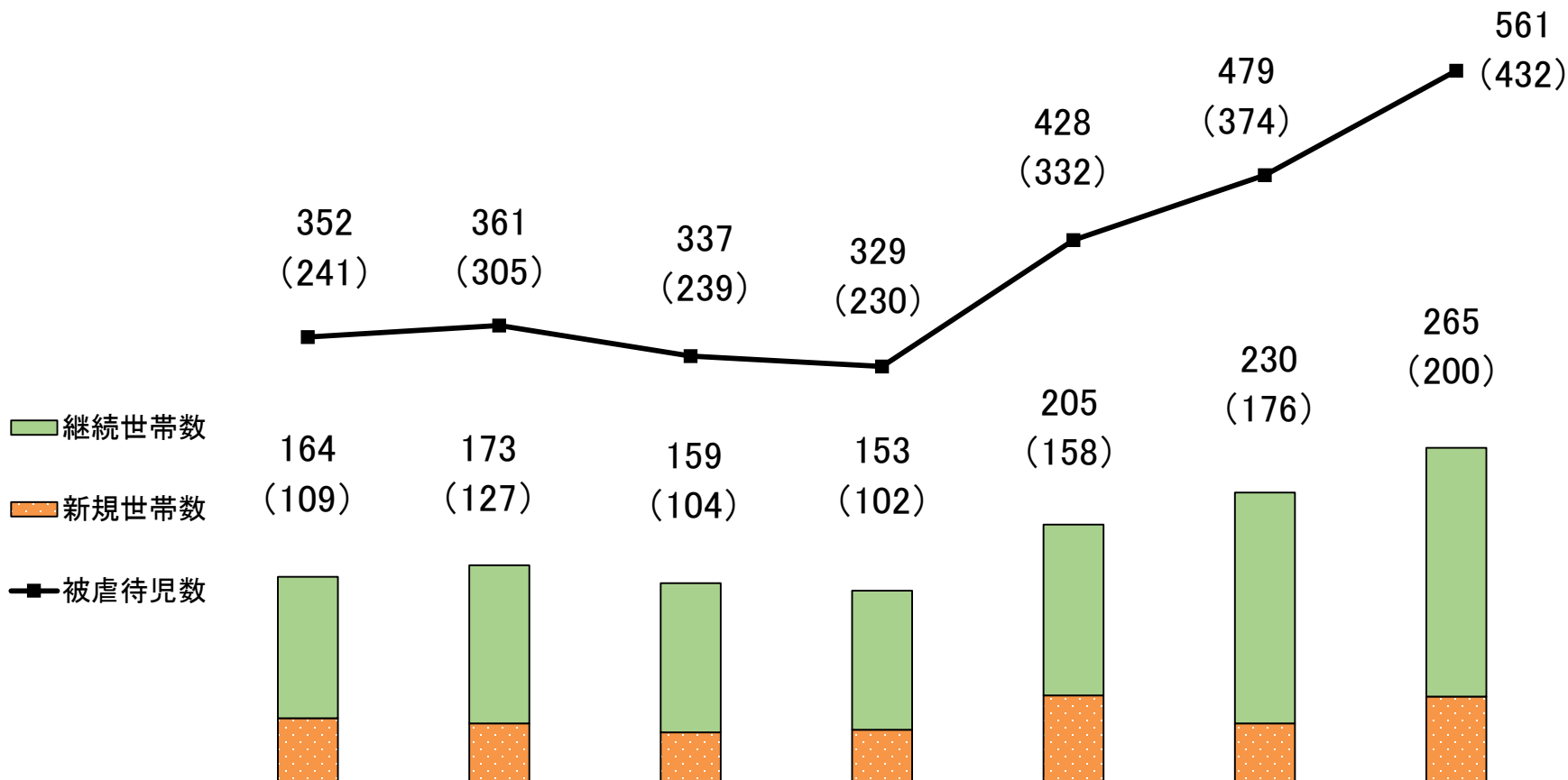
3 閉会

令和元年度上越市の児童虐待の実態について

- (1)被虐待児人数・世帯数
- (2)主な虐待内容(世帯ごと)
- (3)被虐待児年齢
- (4)情報提供者(世帯ごと)
- (5)虐待者(世帯ごと・重複あり)
- (6)虐待のリスク要因

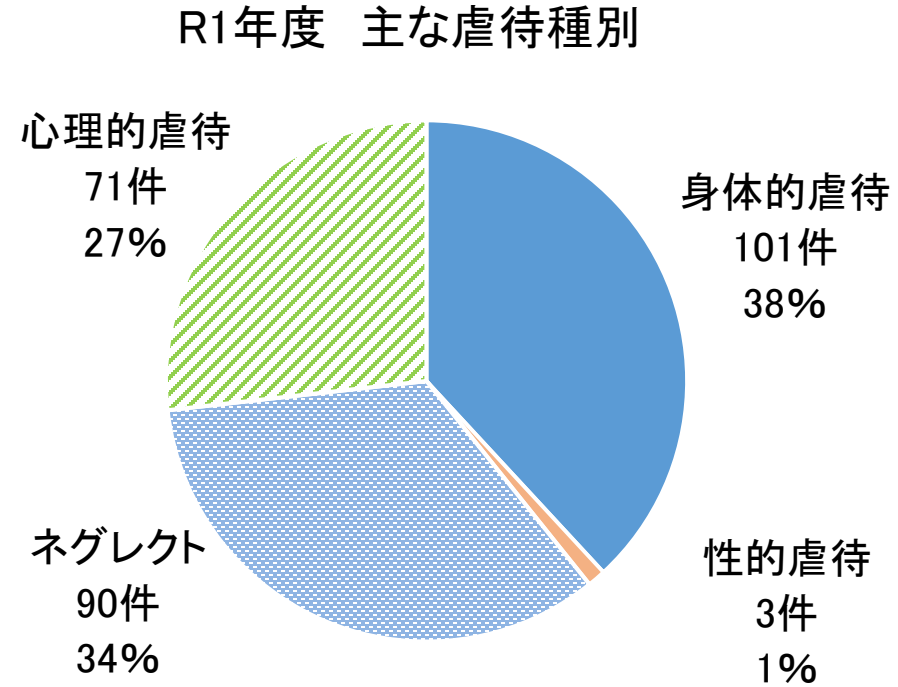
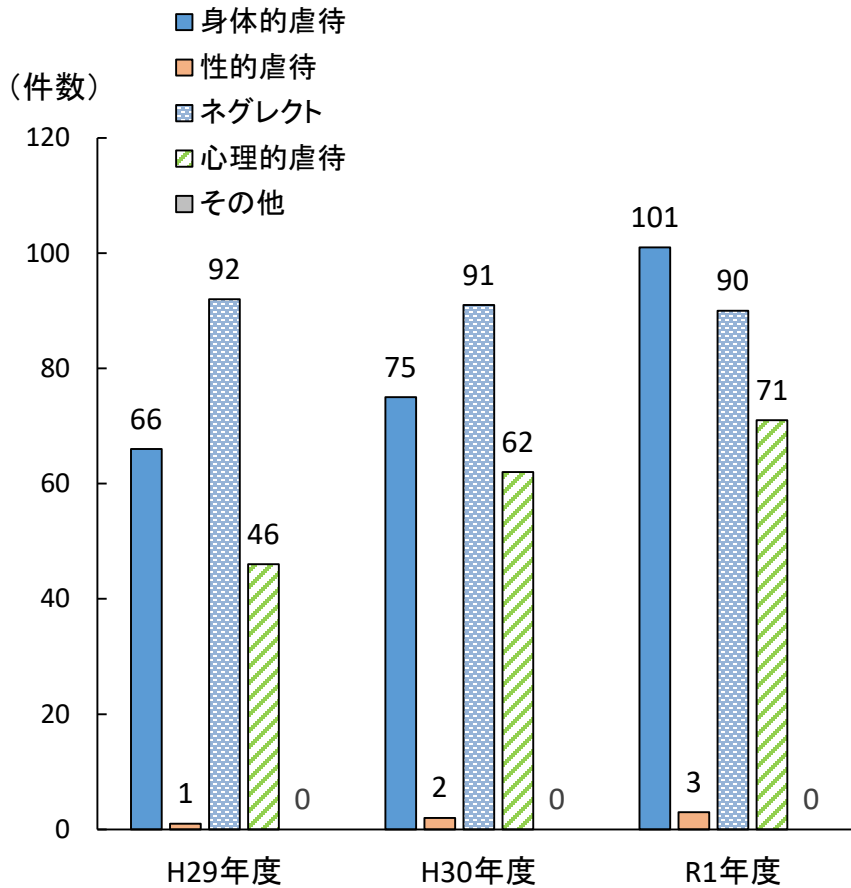
上越市すこやかなくらし包括支援センター

(1) 被虐待児人数・世帯数



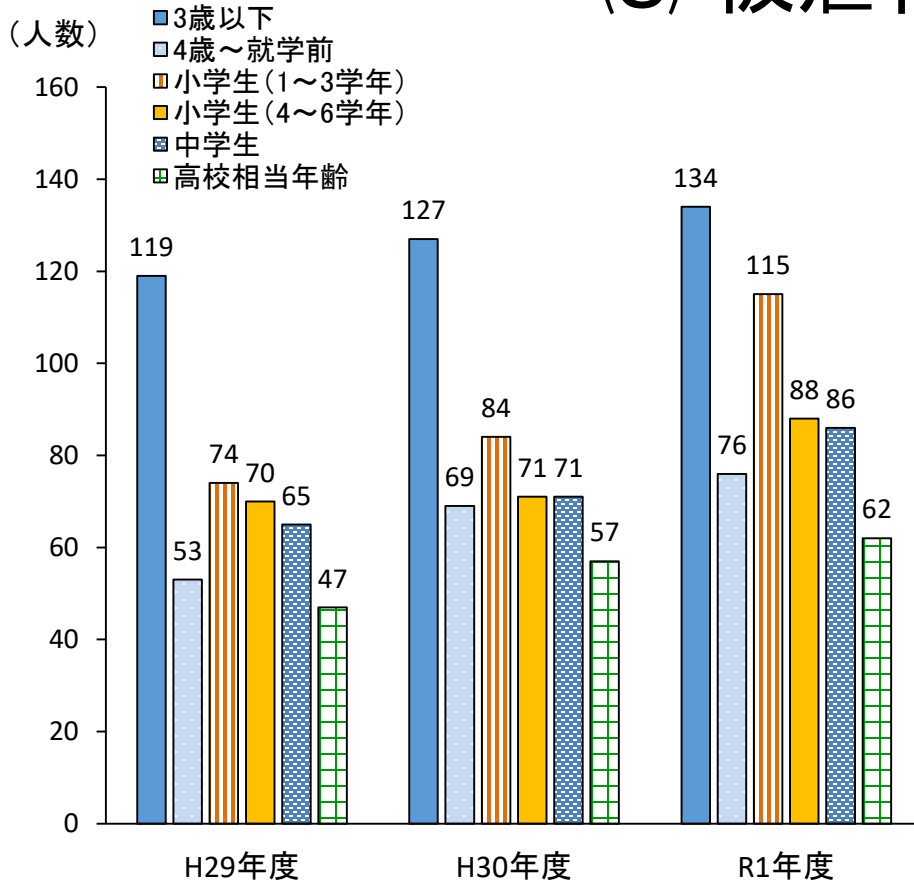
※グラフ上の () 内の数字は合併前上越の数値

(2) 主な虐待内容(世帯ごと)



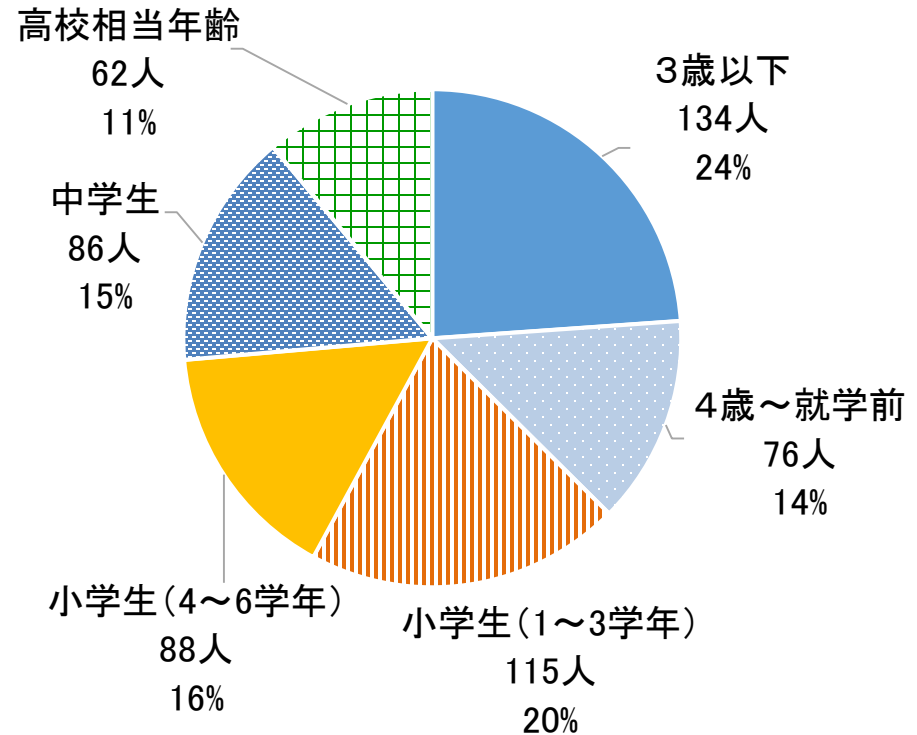
虐待の内容	H29年度	H30年度	R1年度
身体的虐待	66	75	101
性的虐待	1	2	3
ネグレクト	92	91	90
心理的虐待	46	62	71
その他	0	0	0
合計	205	230	265

(3) 被虐待児年齢



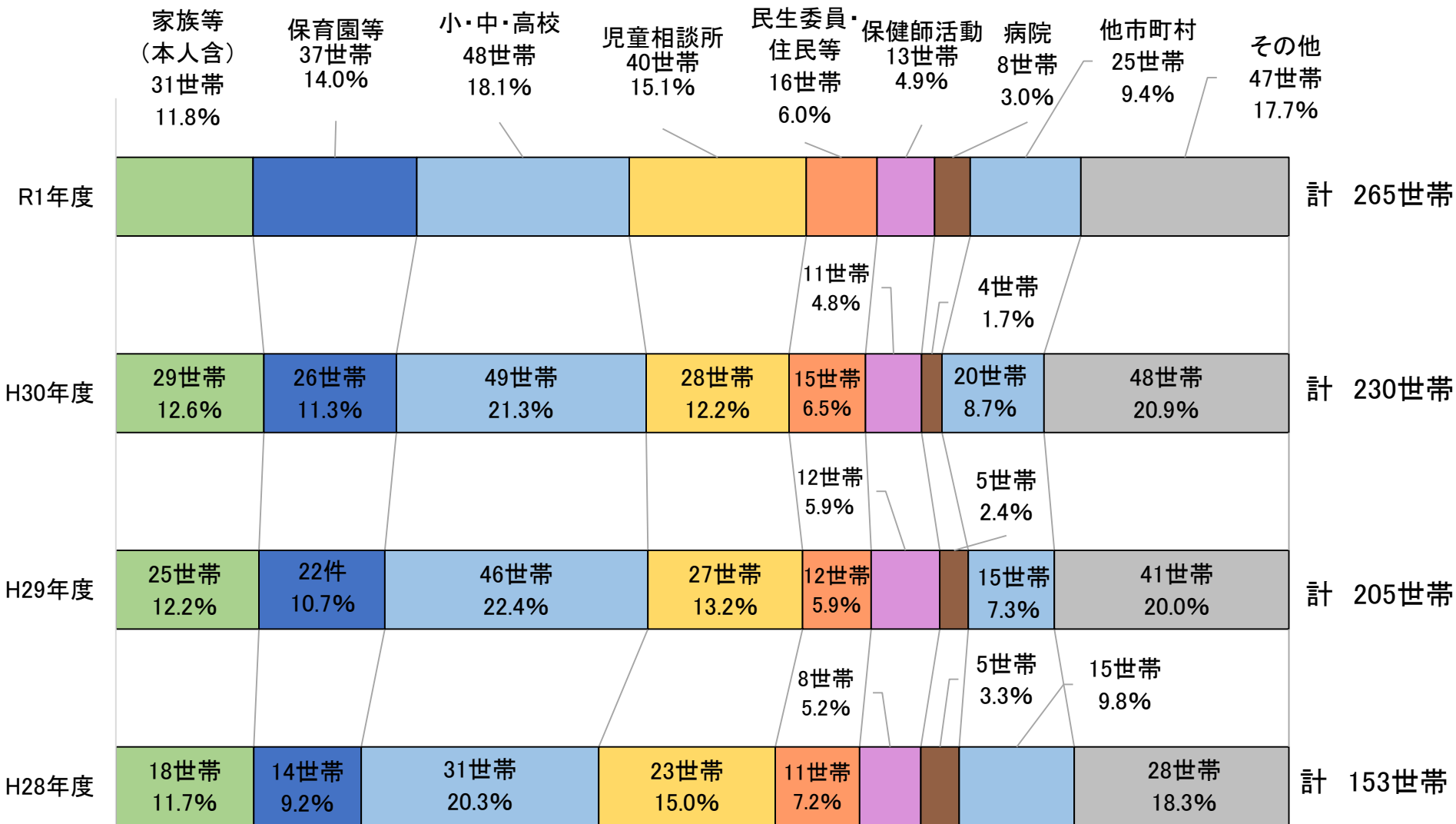
年齢構成	H29年度	H30年度	R1年度
3歳以下	119	127	134
4歳～就学前	53	69	76
小学生(1～3学年)	74	84	115
小学生(4～6学年)	70	71	88
中学生	65	71	86
高校相当年齢	47	57	62
合計	428	479	561

R1年度 被虐待児の対応

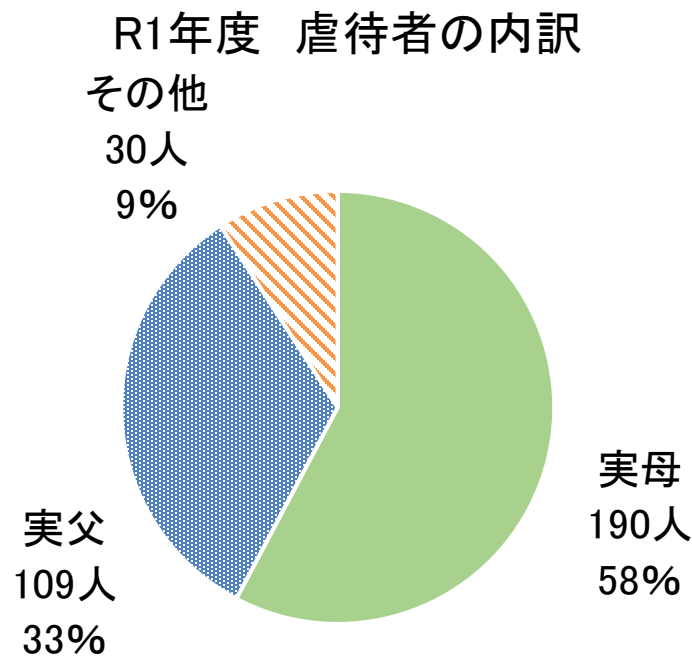
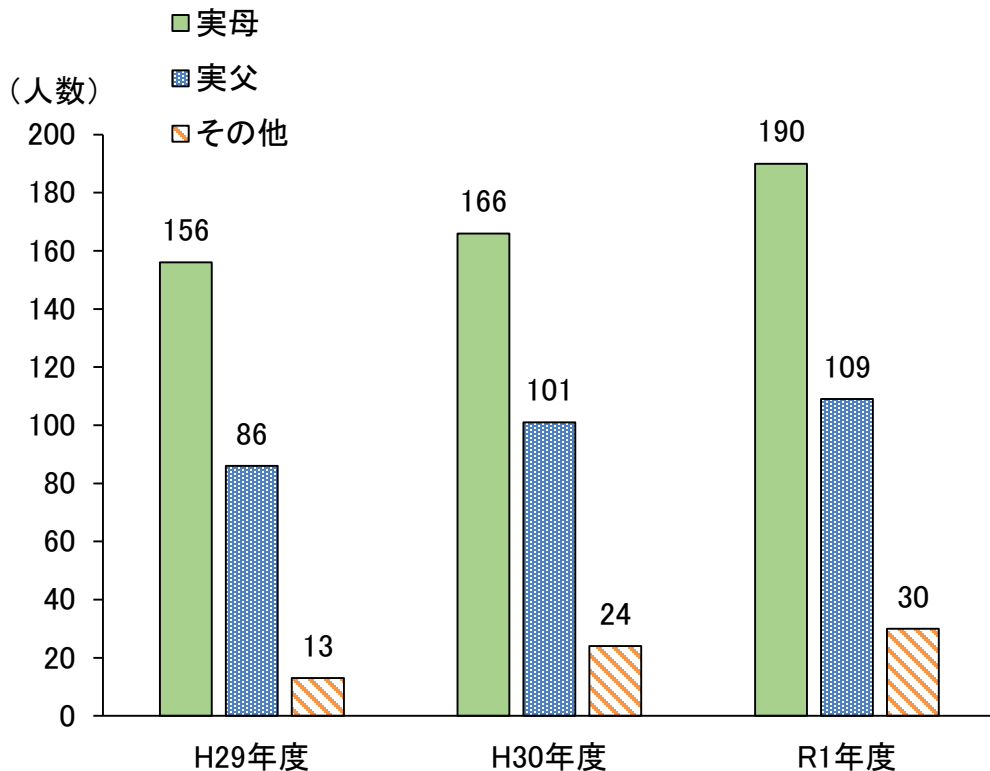


(4) 情報提供者(世帯ごと)

H28年～R1年度の比較



(5) 虐待者(世帯ごと・重複あり)



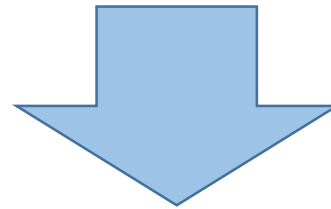
虐待者	H29年度	H30年度	R1年度
実母	156	166	190
実父	86	101	109
その他	13	24	30
合計	255	291	329

(6)虐待のリスク要因

	子どものリスク要因
1	発達支援が必要
2	基礎疾患あり
3	日常的な世話の欠如
4	療育手帳所持

	保護者のリスク要因
1	離婚歴あり
2	基礎疾患あり
3	保護者自身の被虐待歴

	養育環境のリスク要因
1	転居歴あり
2	ひとり親
3	DV家庭
4	再婚家庭



リスク要因の重なりから見えてきたこと

- ◆子どものリスク要因が増える・・・身体的虐待の増加
- ◆保護者・養育環境のリスクが増える・・・心理的虐待の増加
- ◆離婚歴あり・ひとり親・・・身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待すべて増加

令和元年度新規虐待受理票ケースから分析

令和元年度上越市要保護児童対策地域協議会の活動実績

○ 会議開催状況

区分	開催日	会場	回数
代表者会議 (※1)	4/18	上越市役所 401 会議室	1 回
実務者会議 (※2)			
合同実務者会議	①4/18、②R2/3/9 (中止)	上越市役所 401 会議室	1 回
合併前上越市・名立区	①6/3、②8/5、③10/7 ④12/2、⑤R2/2/3	上越市役所 地下図書室	5 回
東頸ブロック 安塚・浦川原・大島	①8/1、②11/7 ③R2/1/30	浦川原区総合事務所	3 回
頸北ブロック 柿崎・大潟・頸城・吉川	①7/1、②10/7、 ③R2/1/17	大潟保健センター	3 回
中頸ブロック 牧・中郷・板倉・清里・三和	①6/5、②9/25、 ③R2/1/15	板倉区総合事務所	3 回
個別ケース検討会議 (※3)	開催回数…177 回 検討児童数…208 名(実人数 140 名) 参考：H30 実績 開催回数…205 回 検討児童数…237 名(実人数 153 名)		

※1 代表者会議…関係機関の代表者等による会議

※2 実務者会議…児童虐待防止に携わる実務者(児童相談所、市、教育委員会)で構成される会議
対応ケースの情報交換・支援方針の確認を行うもの

※3 個別ケース検討会議…子どもやその世帯に直接関わる関係機関等で、必要時に行われる会議

○ 研修会状況

対象者	実施日時・研修会名 (会場)	研修内容
保育園・ 幼稚園・ 市職員 関係	①4/18 保健事業説明会 (市役所 401 会議室) ②4/23 私立保育園園長会議 (文化会館) ③5/7 公立保育園園長会議 (教育プラザ) ④5/15, 16, 20 職員研修会 (こども発達支援センター) ⑤6/21 職員研修会 (文化会館) ⑥1/24 私立保育園園長会議 (やすね)	①要対協の業務について ②③⑥児童虐待通告について ④⑤上越市の児童虐待の 現状及び対応について
学校関係	①4/10 新任養護教諭研修会 (教育プラザ) ②6/26 小中特別支援学校・警察等連絡所属長会議 (教育プラザ) ③11/8 小中学校職員児童虐待通告研修会 (教育プラザ) ④3/5, 10 養護教諭 保健事業説明会 (中止、書面配付のみ)	①～④上越市の児童虐待 の現状及び対応について
その他	①5/15, 16, 20 すこやかな暮らし包括支援センター・ こども発達支援センター職員研修 (福祉交流プラザ) ②6/4, 7, 11, 12, 25, 26 民生委員児童委員研修会 (市民プラザ) ③2/12 第七民協研修会 (レインボーセンター)	①②③上越市の児童虐待 の現状及び対応について (②は児童虐待防止出前 講座も兼ねる)

※事務局で企画したもの他、担当職員が講義や説明を行ったもの

○ 児童虐待防止 出前講座の実施状況

	対象（保護者）	実施日時	研修内容
1	諏訪保育園	4/23 保育園保護者会	上越市の児童虐待の現状、虐待による影響、虐待を防ぐためにできること、相談先等
2	保倉保育園	4/24 保育園保護者会	
3	稲田保育園	4/25 保護者会総会	
4	たにはま保育園	4/26 保護者会総会	
5	つちはし保育園	4/26 保護者会総会	
6	南川保育園	6/7 親コミ講座と同時実施	
7	上雲寺保育園	6/19 親コミ講座と同時実施	
8	上下浜保育園	6/20 親コミ講座と同時実施	
9	カトリック天使幼稚園	6/28 親コミ講座と同時実施	
10	雄志中 PTA	7/2 PTA 後援会	
11	新光町町内会	7/2 町内会健康講座と同時実施	
12	富岡保育園	8/6 給食参観日に同時実施	
13	認定 NPO 法人 マミーズ・ネット	8/27 市民プラザこどもセンター講座	
14	中郷保育園	8/30 交通安全教室と同時実施	
15	牧地区公民館	9/4 牧保育園敬老の集い（公民館事業）	
16	大島保育園	9/6 親コミ講座と同時実施	
17	五智地区青少年を育てる会	9/8 体と心の健康を考える会で実施	
18	真行寺幼稚園	9/9 保護者勉強会	
19	いきいき春日野	10/17 健康講座と同時実施	
20	名南保育園	10/18 虫歯予防教室と同時実施	
21	上教大附属小学校 PTA	10/24 PTA 教養委員会講座	
22	なおえつ保育園	11/13 健康教育講座と同時実施	
23	大瀧保育園	11/14 保育参観日に実施	
24	こども課、子育て広場	12/4 子育て広場職員研修会	
25	こども課、子育て広場	12/5 子育て広場職員研修会	
26	高田大谷保育園	12/6 年中・年長児健康講座と同時実施	
27	高田大谷保育園	12/13 未満児・年少児 ”	
28	くびきひよこ園	1/24 保育参観日に実施	
29	南新町保育園	2/21 保護者総会	
30	下黒川保育園	2/21 保護者総会	

計 30 回 参加人数 1,215 名

○ その他研修会出席・受講状況（子育て支援や児童虐待に関する研修会・講義）

保健師、保育士、社会福祉士、家庭相談員関係…10 回

○ 啓発活動

啓発内容	啓発方法	時期
高等学校との情報交換と周知	訪問	5月
保育園・幼稚園、小中学校等との情報交換と周知	訪問	5～7月
児童虐待に関する啓発	健康づくりリーダーへの啓発物品の配布及び説明	5～6月
	子どもの虐待防止ハンドブックの配布 (配布先：代表者会議委員、園、学校、民生委員、町内会長、医療機関等)	4～7月
児童虐待の周知	広報上越（特集記事）	6月1日号
夏休みに向けての児童虐待の周知	広報上越	7月15日号
子ども虐待防止オレンジリボン運動の啓発	啓発ポスターの配布	11月
児童虐待防止推進月間の周知	FM-J、広報上越、啓発物品の配布（市窓口、園、学校、医療機関、町内会集会所等）	11月
里親制度の周知	啓発ポスターの配布（市窓口）	11月

○ その他

	実施日時	実施内容
上越地区会議 (児童相談所主催)	7/30 (上越地域振興局)	児童相談所の現状について、要対協の効率的な運営及び要保護児相に関わる対応等について
児童相談所と市との連絡調整会	①7/9 ②9/26 ③11/5 ④R2/1/7 (①～④会場:すこやかにくらし包括支援センター)	①児童相談所・上越市の虐待の現状、市と児童相談所との連携等、早期発見・終結に向けた取組について情報共有 ②虐待ケースの緊急安全確認、虐待対応における園との連携と通告様式について ③虐待件数の増加状況と課題、アセスメントシートの活用、令和2年度要対協事業について ④園における虐待通告対応、高校相当年齢の要保護児童の支援、世帯紹介ケースのその後のフォローについて

令和 2 年度上越市要保護児童対策地域協議会の実施計画

1 会議について

(1) 代表者会議・・・令和 2 年 6 月 26 日（金） 教育プラザ研修棟大会議室

(2) 実務者会議

開催区分	会場	回数	備考
合同実務者会議	教育プラザ研修棟大会議室	年 2 回	※第 2 回の日程等は後日決定
合併前上越市 名立区	市役所地下図書室 市役所 401 会議室	年 5 回	6/1、8/4、10/6、12/8、2/2
安塚・浦川原・ 大島	浦川原区総合事務所	年 3 回	8/19、11/11、1/27
柿崎・大潟・ 頸城・吉川	大潟保健センター	年 3 回	7/6、10/5、1/12
牧・中郷・板倉・ 清里・三和	板倉区総合事務所	年 3 回	6/4、9/30、1/13

(協議方法) ※合併前上越市の場合（区は毎回全ケースを検討）

受理番号の若い順から 100～110 ケース程度をピックアップし、ケースの状況や緊急度について協議、報告をする。

(3) 個別ケース検討会議・・・ケースの状況に応じて実務者レベルで開催

2 研修会について（予定）

- ・ 教職員対象研修会（学校教育課と合同で開催）
- ・ 小中学校養護教諭対象の研修会（学校保健事業説明会にあわせて実施）
- ・ 保育園・幼稚園・認定こども園の職員等を対象にした研修会
- ・ 県や関係団体が主催する児童虐待に関する研修会等に保育士や保健師、社会福祉士などを派遣

3 予防・啓発関係（主なもの）

- ・ 虐待予防・早期発見の取組として、乳幼児健診や各種教室、特定妊婦の把握、保健師・相談員による訪問等での相談
- ・ 要保護児童等の情報提供による学校や園等との連携強化、高等学校への相談窓口の周知と情報交換の実施
- ・ 子どもの虐待出前講座を町内会、保育園・幼稚園保護者会、小中学校 PTA、民生委員・児童委員等を対象として、各地区担当保健師と連携し開催
- ・ 親子コミュニケーション支援における児童虐待防止の周知啓発
- ・ 家庭相談員による相談支援
- ・ FM-J や広報上越などによる児童虐待防止啓発活動
- ・ 11 月の児童虐待防止推進月間にあわせたキャンペーン

(裏面あり)

4 新規事業

【取組①】児童虐待対応研修の実施と「上越市子どもの虐待防止ハンドブックダイジェスト版」の作成・配付

- 目的 市内の園・学校職員等から上越市の児童虐待対応等について知ってもらい、日頃の業務において児童虐待の早期発見及び早期対応を目指す。
- 対象 市内の保育園、認定こども園、幼稚園、認可外保育所・事業所内保育所、病後児・病児保育室、小中学校、高等学校、特別支援学校の職員
- 内容 当市の児童虐待の情報提供者の約3割が園・学校である。今後その取組を強化するため、園・学校職員が虐待を把握した際に速やかに関係機関と連携して対応できるよう、対応の手順等をまとめた上越市子どもの虐待防止ハンドブックダイジェスト版を研修資料として配付し、全ての園・学校を巡回して児童虐待対応研修を実施する。

【取組②】上越教育大生及び県立看護大生と協働した子ども向け虐待防止啓発リーフレットの企画・作成・配布

- 目的 子ども向け虐待防止啓発リーフレットの企画・作成を、教員・心理専門職・保健師・看護師等の養成課程で学び、将来子どもに関わる立場となる上越教育大学や県立看護大学の学生と協働して行い、子ども達に興味を持ってもらう形での啓発を行う事で、子どもからの相談件数の増加や潜在的な虐待ケースの掘り起こしを図り、虐待の未然防止と重症化予防を目指す。
- 内容 大学生と協働して子ども向け児童虐待防止及び相談啓発リーフレットを作成し、11月児童虐待防止月間に配布する。
- 配布先 市内小・中学校、高校、特別支援学校

5 その他

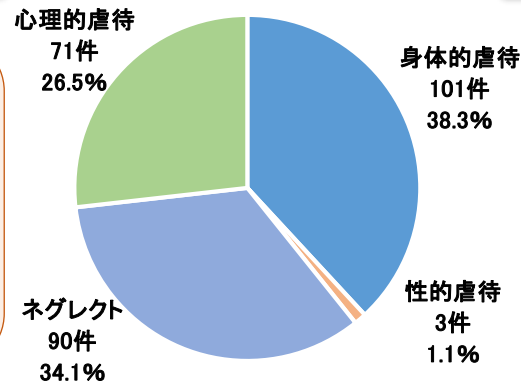
- ・ 児童相談所と市との連絡調整会を年4回実施（うち2回は園長向け児童虐待対応研修会として実施）

～上越市の児童虐待の現状～

上越市の児童虐待受理件数は、年々増加傾向にあります。
令和元年度の上越市の児童虐待の受理件数は、265世帯、561人となっています。

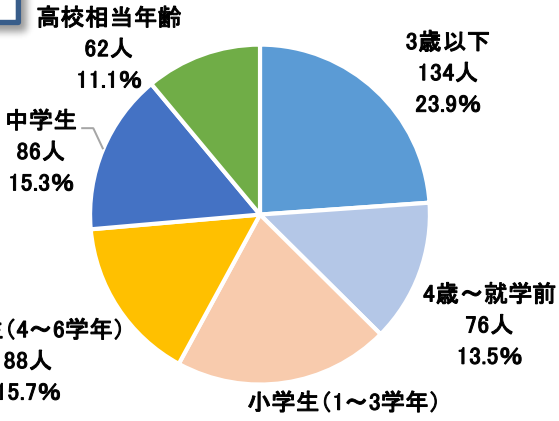
虐待の種類別

令和元年度 主な虐待の種別



年齢別

令和元年度 被虐待児の年齢



めんぜん
面前DV（子どもの目の前で家族に対し行われる暴力）は、子どもへの心理的虐待になります。最近、増えています。

情報提供者別

令和元年度 主な情報提供者

R元年度	家族等(本人含)	保育園等	小・中・高校	児童相談所	保健師活動	民生委員	住民等	他市町村	その他	計
H28年度	18世帯 11.7%	14世帯 9.2%	31世帯 20.3%	23世帯 15.0%	11世帯 7.2%	8世帯 5.2%	5世帯 3.3%	15世帯 9.8%	28世帯 18.3%	計 153世帯
H29年度	25世帯 12.2%	22世帯 10.7%	46世帯 22.4%	27世帯 13.2%	12世帯 5.9%	12世帯 5.9%	5世帯 2.4%	15世帯 7.3%	41世帯 20.0%	計 205世帯
H30年度	29世帯 12.6%	26世帯 11.3%	49世帯 21.3%	28世帯 12.2%	15世帯 6.5%	11世帯 4.8%	4世帯 1.7%	20世帯 8.7%	48世帯 20.9%	計 230世帯
R元年度	31世帯 11.8%	37世帯 14.0%	48世帯 18.1%	40世帯 15.1%	13世帯 4.9%	16世帯 6.0%	25世帯 9.4%	8世帯 3.0%	47世帯 17.7%	計 265世帯

園や学校など、子どもと身近に関わる機関からの情報提供が、一番多い状況です。

～児童虐待を発見、疑った場合は、まず通告を！～

【児童虐待相談窓口】

名称	連絡先	時間等
すこやかなくらし包括支援センター	025-526-5623 ☒ sukoyaka@city.joetsu.lg.jp (内容) 児童虐待に関する相談、子どもの発達や生活に関する心配など	平日 8:30～17:15

【生命の危険があるようなケガがある場合や性的な被害が疑われる場合】

名称	連絡先	時間等
上越児童相談所	025-524-3355 (内容) 児童のあらゆる問題についての相談	平日 8:30～17:15
全国児童相談所 共通ダイヤル	いちばやく 189 (内容) 児童虐待に関する相談など。お近くの児童相談所に繋がります	24時間 365日

* 13区の場合は、区総合事務所にも連絡をお願いします。

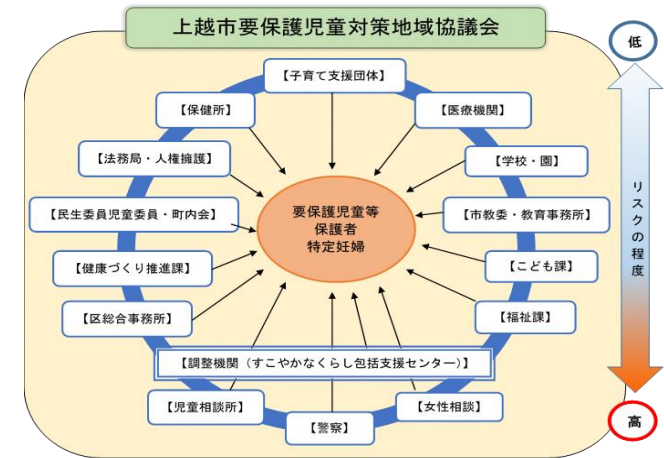
* 「今すぐ危険！」である場合は、警察（110番）や救急（119番）への通報を優先してください。

令和2年度 上越市要保護児童対策地域協議会（調整機関：上越市すこやかなくらし包括支援センター）作成

上越市子どもの虐待防止ハンドブック《ダイジェスト版》

～相談・通告は、支援のはじまりです～

上越市では要保護児童対策地域協議会を設置しています。
協議会では、支援対象児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行い、支援対象児童等の適切な保護や支援を行っています。



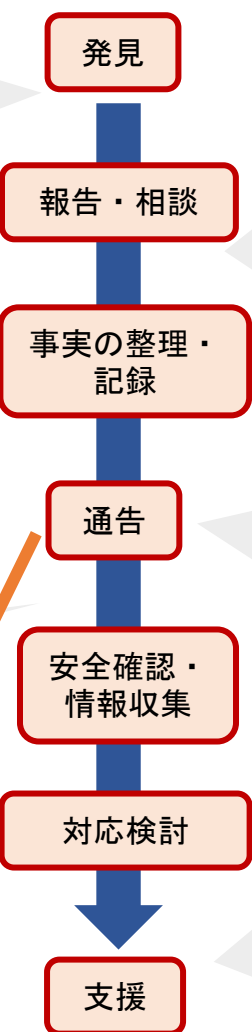
虐待の疑いがある場合の対応

【虐待対応の流れ】

◆**早期発見**
小さなサインを見逃さずにキャッチすることが大切です。

◆**事実を記録**
虐待を疑った時から記録を残すことが重要です。通告者が特定されないように**撮影場所は配慮し、傷の大きさが分かるように定規等と一緒に撮影**します。**撮影場所や日付も記入**します。

◆**通告すべきか判断に迷う時**
「虐待と言い切れるのかどうか」「勘違いだったらどうしよう」と通告を迷っても、**通告先に連絡し、ありのままを相談してください**。虐待か否かの判断は専門機関で行います。



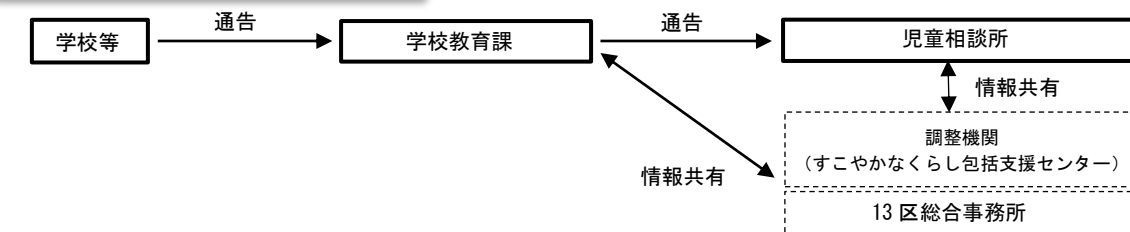
◆**組織で対応**
ひとりで抱え込んだり自分だけで解決しようとしたりせず、**組織的な対応が重要です**。管理職にまず相談するなど、組織内で虐待発見時の対応のルールを決めておく必要があります。

◆**通告のタイミング**
一時保護など**子どもが下校する前・降園する前に早急な関わりが必要な場合**があることから、午前中など**できるだけ早い時間に通告してください**。

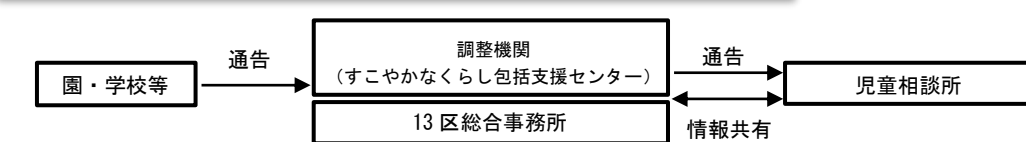
◆**保護者との信頼関係**
親自身が困っていて、虐待という行為でSOSを出していることがあります。**家族の抱える問題を理解し、家族全員を支えるため、できるだけ早く支援の輪を築くことが重要**となります。

【上越市の通告体制】

市立幼稚園・小・中学校の場合



幼稚園、保育園、認定こども園、県立学校、高等学校等の場合



※通告後の対応は、すこやかなくらし包括支援センター等と児童相談所が連携して行います。



虐待対応において緊急性の高いもの

～通告を判断する際に参考となる観察ポイント～

※乳幼児の場合は、言葉で伝えられないことがありますので、サインを見逃さないことが大切です！

子どもの様子

●生命の危険があるようなけが

(頭や顔のけが、腹のけが、窒息の危険)
骨折、打撲傷、裂傷、火傷、出血など

●脱水症状や栄養不足のための衰弱

低身長・低体重 (-2S 以下^{*1}) など

●自殺未遂

自殺を企てる、ほのめかす

●子どもが保護を求めている

家に帰りたがらない差し迫った状況がある

●成長障害、発達障害、精神症状

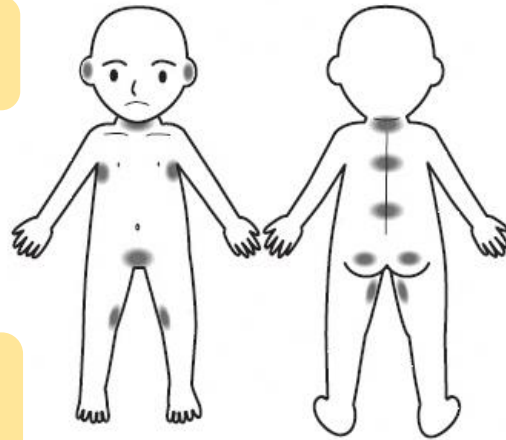
医療的なケアが必要であるが、適切な対応がなされていない

●性的な被害

性交、性器や性交を見せる、体に触る、体を触らせる

●繰り返される不自然なけが

骨折、打撲傷、火傷、出血など



〈虐待によるけがが多い部位〉

参考図：学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

保護者の様子

●生命の危険があるような加害行為

医療が必要なほど蹴る・殴る、乳幼児を強くゆする (SBS^{*2})、投げる、逆さ吊り、踏みつける、首を絞める、溺れさせる

●DV (配偶者等からの暴力)

保護者が罵声や暴力を受けているところを見ている

●生活が維持できないほどの困窮

食費がない、水道が止まっているなど

●子どものけがの不自然な説明

一貫しない説明、症状との明らかな食い違いがある

●親子心中などの言動

心中を考えている、殺してしまいそうなどの訴えや言動が見られる

●治療が必要だが、未受診

乳幼児の感染症や下痢、重度の慢性疾患、外傷などがあるが、受診しない

●子どもを放置

子どもを長期間にわたって家や車内に置き去りにする

●子どもを監禁

拘束する、閉じ込める
子どもが登校したがるにもかかわらず、禁止する



虐待が疑われるもの

子どもの様子

●繰り返されるけがや事故

けがや事故の理由は明らかだが、理由がはっきりしない、親をかばう発言がある

●度重なる入院、受傷、通告歴

入院や受診が頻繁である、繰り返される事故
過去に虐待の疑われる通告歴がある

●異常な食欲

給食を異常に食べる、異食がある

●慢性的な不衛生

不潔な衣服、異臭がする

●保護者への恐怖感や拒否感

恐怖感を持っている、従順すぎる、保護者の前で表情を失う



保護者の様子

●きょうだい間の差別

衣服や食事に差がある、兄弟よりもさげすむ拒否感がある

●慢性的な不衛生

家の中がゴミでいっぱいである、異臭がする

●子どもの病気の訴え

子どもを病気にさせる、不必要な治療を受けさせる代理によるミュンヒハウゼン症候群^{*3}の疑い

●必要な支援の拒否

関係機関の家庭訪問を拒否、健診を受けさせない

●子どもの安全確認の拒否

家庭訪問時に子どもに会わせてくれないなど

虐待の視点で注意すべきもの

子どもの様子

●嘘

繰り返し嘘をつく、空想的な言動が多い

●過度の甘え

スキンシップが激しい、年齢不相応な幼さなど

●非行傾向

盗み、家出、深夜徘徊、喫煙、異性交遊など

●睡眠障害、体の不調の訴え

夜中に目が覚める、眠れない、原因不明の体の不調を頻繁に訴える、保健室に頻繁に訪れる

●精神状態の不安定さ

気分が波がある、落ち着きがないなど

●性的な関心の高さ、性的逸脱行動

年齢不相応な性の知識や体験を告白する
不特定多数との性交渉がある

保護者の様子

●近隣からの孤立

近隣との付き合いや交流を持ちたがらない、拒否する

●薬物依存などの問題

保護者に薬物やアルコールなどの問題があり、子どもの養育に影響している

●精神状態が不安定

うつ的、育児ノイローゼなど

●性格的な問題

攻撃的、衝動的、被害的、未熟、自己中心的など

●子どもを守る人が不在

日常的に子どもを危険から守る人がいない



(注釈)

*1 -2SD 以下：標準成長曲線において、身長や体重が標準を極端に下回る出現率の低い値 (SD：標準偏差) であり、成長を表す目安となる。-2SD は出現率 2.3% の低い値。

*2 SBS (Shaken Baby Syndrome)：「乳幼児揺さぶられ症候群」などとも呼ばれ、乳幼児が体を激しく揺さぶられることにより頭蓋内出血と脳挫傷・脳浮腫、眼底出血を起こす。

*3 代理によるミュンヒハウゼン症候群：意図的に自分の子どもを病気にさせること。子どもの病気を創作または悪化させて献身的に看病する姿を誇示し、周囲の関心を自分に引き寄せる精神疾患。

防ごう！子どもの虐待 ～ひとりで悩まないで～

全国的に、児童虐待は増加していて、子どもの命が奪われる痛ましい事件の報道が多くなってきています。上越市でも児童虐待の件数は毎年増加しています。

児童虐待は、身近に起こり得るもので、決して特別なことではありません。家庭環境や経済問題など、様々な要因が絡み合って起こると考えられています。さらに、育児への不安や養育者の孤立、ストレスといった問題も虐待のきっかけとなります。「児童虐待」は、誰もが当事者となる可能性を秘めています。

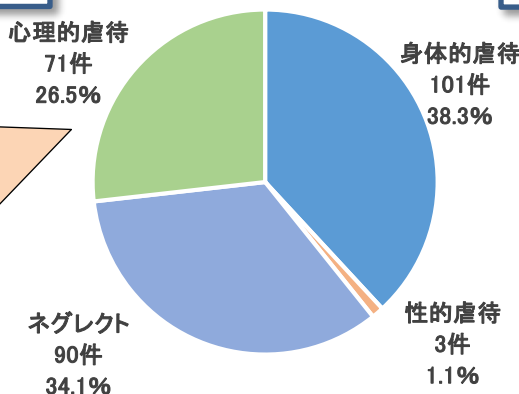
児童虐待の種類について

- ①身体的虐待・・・殴る、蹴る、叩く、投げ出す、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外にしめだす など
- ②性的虐待・・・子どもへの性的暴行、性的行為を見せる、ポルノグラフィーの被写体にする など
- ③ネグレクト・・・乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- ④心理的虐待・・・言葉により脅かす、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対し暴力をふるう（面前DV） など

上越市の現状は？

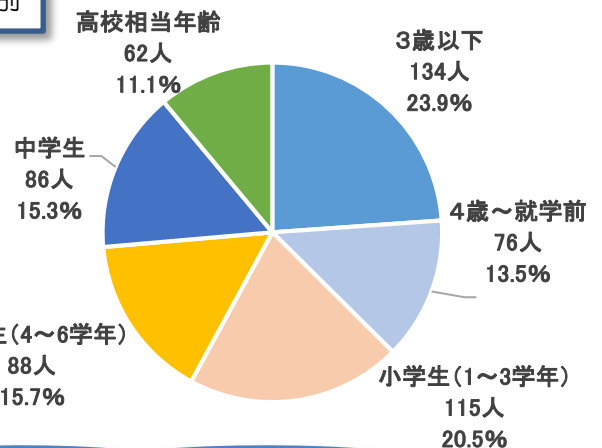
虐待の種類別

R元年度 主な虐待の種類別



年齢別

R元年度 被虐待児の年齢



面前DV（子どもの目の前で家族に対してふるう暴力）は、子どもへの心理的虐待になります。最近、増えています。

虐待は他人ごとではありません。皆さんもこんな経験ないですか？

夕食前に『おもちゃを片付けなさい！』と何度言っても、子ども達はテレビに夢中。ついイライラがピークに達し、怒鳴って頭を叩いてしまいました…。良くないと分かっているけど、毎日繰り返してしまいます。

夫はお酒を飲むと怒りやすく、物を投げたり、私に対して手をあげることがありました。我慢していましたが、娘が夫を『怖い』と初めて言いました。早く子どもの気持ちに気づいて相談すればよかったと思います。

夫婦共働きで夫は午後9時頃、私は午後8時頃に帰宅します。残業が長引き、帰宅が遅れてしまいました。短時間なら子どもたちだけで過ごせると思っていました。ところが近所の方が偶然来られ、心配し連絡をいただきました。安易に大丈夫と考えてしまったことを反省しています…。



しつけと体罰は何が違うの？

厚生労働省では、どんな行為が体罰にあたるかを示した指針をまとめました。
この指針は、令和2年4月から運用されています。

しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自立した生活が送れるようにすること等の目的から、**子どもをサポートして社会性を育む行為**です。

【 体罰の具体例 】

- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- 他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

【 体罰以外の暴言等で子どもの心を傷つける行為例 】

- 子どもの存在を否定するようなことを言った
- やる気を出させる口実で、きょうだいを引き合いにしていけなした

【 体罰に該当しない行為 】

- 道に飛び出しそうな子どもの手をつかむ等
- 他の子どもに暴力を振るうのを制止する等

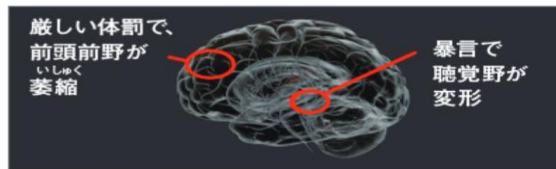
参考：体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～ 厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」

虐待を受け続けたらどうなるの？

体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。

脳画像の研究により、子ども時代に辛い体験をした人は、脳に様々な変化を生じていることが報告されています。親は「愛の鞭」のつもりだったとしても、子どもには目に見えない大きなダメージを与えているかも知れないのです。

●子ども時代の辛い体験により傷つく脳



提供：福井大学 友田明美教授

- ・厳しい体罰により、前頭前野（社会生活に極めて重要な脳部位）の容積が19.1%減少 (Tomoda A et al., Neuroimage, 2009)
- ・言葉の暴力により、聴覚野（声や音を知覚する脳部位）が変形 (Tomoda A et al., Neuroimage, 2011)

出典：平成28年度厚生労働科学研究費補助金 健やか次世代育成総合研究事業 愛の鞭ゼロ作戦

子どもを叩きそうになったら

子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作戦～

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。以下のポイントを心がけながら、子どもに向き合しましょう。

子育てに
体罰や暴言を使わない

子どもが親に
恐怖を持つとSOSを
伝えられない

爆発寸前のイライラを
クールダウン

親自身が
SOSを出そう

子どもの気持ちと
行動を分けて考え、
育ちを応援



詳しくはこちら▶



出典：平成30年度厚生労働省児童虐待防止推進月間ポスター

～子どもの虐待を防ぐために、周囲の皆さんができること～

頻繁に親の怒鳴り声や子どもの泣き声が聞こえる、1人で夜出歩いているなど、周囲に心配な子どもがいたら、すぐにご連絡ください。匿名での相談もできます。ご連絡いただいた方の情報や秘密は固く守られます。

～ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください～

子育てなどに関する相談窓口		
機関	相談内容	連絡先
すこやかな暮らし包括支援センター (福祉交流プラザ内)	児童虐待に関する相談、子どもの発達や生活に関する心配など	025-526-5623(直通)
		アドレス：sukoyaka@city.joetsu.lg.jp
上越児童相談所	児童のあらゆる問題についての相談	025-524-3355
全国児童相談所共通ダイヤル	子育ての相談や虐待に関する相談	いちばやく 189 ※お近くの児童相談所につながります
こども発達支援センター	子どもの心身の発育・発達についての相談	025-522-4609
子ども達が通っている 保育園、幼稚園、学校等	子どもの一般的な相談	各保育園・幼稚園・認定こども園・学校
DVなどの相談		
機関	相談内容	連絡先
女性相談	DVや家庭・職場・人間関係の相談	025-527-3614